



参 考 資 料

- 用語解説
- 市民意識調査
- 地域別懇談会
- 策定の体制と経緯
- 策定委員会 委員名簿



井原山

あ

アクセス

目的地までの道路や交通手段。

いとしま共創プラン

各小学校区が、みずから校区の10年後の将来像を描き、その実現に向けた課題解決のための事業計画を掲げたプラン（校区まちづくり推進事業計画）。

糸島サイエンス・ヴィレッジ構想

糸島市と九州大学と共同で、大学の基礎研究を実用化・事業化に結び付ける研究拠点構築のための構想を策定する調査・研究を進めている。その構想の中で、大学、企業、地域が一体となった研究拠点のこと。

糸島市長期総合計画

糸島市が今後目指すべき将来像と、将来像を達成するためのまちづくりの目標と取組を総合的に示すもの。具体的には、糸島市の行財政運営に関する計画の最上位に位置し各種の分野別計画の基本となる計画。

インバウンド観光

訪日外国人による観光。海外から日本への観光。

NPO（エヌピーオー）

社会貢献活動や慈善活動などを行う民間の非営利団体。

延焼遮断帯

震災火災による被害を最小限にするため、幹線道路、公園、緑地、鉄道、河川や不燃化建築物群などで構築される帯状の不燃空間。

オオキツネノカミソリ

ヒガンバナ科の多年草。糸島市井原山に九州最大の群生地があり、毎年7月中旬頃に開花する。

汚水処理人口普及率

総人口に対する公共下水道、農業集落排水施設等の供用開始公示区域内人口と浄化槽、コミュニティ・プラントによる処理人口の合計人口の割合。

温室効果ガス

太陽光により暖められた地表面から放射される熱を吸収し、再び地表に戻すことによって地球の温度を保つ効果のあるガス。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など。近年は、人間の活動の活性化により増加し、太陽によってもたらされた熱を逃がさず、地球の温度を上昇させる原因となっている。

か

開発許可

都市計画法における開発行為に対する許可制度のこと。建築物の建築などを目的とし、開発行為をしようとする者は、あらかじめ許可を受けなければならない。開発許可は、スプロール化を防止し、段階的、計画的なまちづくりを図ること及び良好な宅地水準の確保を目的としている。

河岸段丘

河川に沿って分布する階段状の地形。河川の浸食や堆積などによりできた平らな面が地盤の隆起により地表に残ったもの。

合併処理浄化槽

し尿と生活排水処理をあわせて処理する浄化槽で、これを設置することでトイレの水洗化が可能となる。

環境サポーター

環境の保全、創造及び地球温暖化対策に関する知識の普及や活動の推進に熱意と識見を持つ人材。

キスアンドライド

自宅から公共交通機関の乗降所まで自動車などで家族に送り迎えしてもらう通勤・通学の形態。

グリーンツーリズム

農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型、体験型の余暇活動。

建築協定

土地の所有者や借地権者が、一定の区域を定めて建築物の敷地、構造、用途、形態、意匠などに関する基準について締結する協定のこと。

広域基幹林道

森林整備を行う地域の基幹となる林道で、山林・森林地域間や、山村間を連絡する。

耕作放棄地

農林業センサスで定義される統計用語で、所有者の申告による。以前耕地であったもので、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地。

国定公園

国立公園に準じる優れた自然の景勝地として、自然公園法に基づき環境大臣が指定した公園。都道府県が管理する。

国土利用計画

国土利用計画法に基づき、国・県・市町村がそれぞれの区域について定める、国土の利用に関する基本的な計画。宅地、農地、森林をはじめとする地目ごとの面積の目標や基本方針、地域ごとの基本方針などを示す。

コミュニティ

共同体。地域社会やある共通の意識によりつながっている集団。

コミュニティバス

一定の地域において、地域住民の生活や福祉の向上のために市町村が主体的に運行する乗合バス。一般路線バスと比べてよりきめ細かい需要に対応する。

コンパクト

無秩序に拡大していないまとまりのあること。

サ

再生可能エネルギー

自然環境の中で何度も繰り返し起きている現象の中から取り出すエネルギーのこと。太陽光や風力、水力、地熱などを利用するものがある。

サンセットロード

桜井二見ヶ浦から雷山川河口（泉川）の弁天橋までの 33.3km。沿道からは美しい夕日が見られる。

市街化区域・市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域内に定めることができる区域で、市街化区域は既に市

街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。市街化調整区域は原則として市街化を抑制する区域。

自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づき、地域住民が自発的に、初期消火、救出・救護、避難誘導などの防災活動を行う団体（組織）。

自然公園

自然公園法に基づき指定される国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の総称。県立自然公園は優れた自然の風景地として都道府県が指定するもの。

集落排水施設

農業・漁業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水処理する施設。

生産年齢人口

年齢別人口のうち、生産活動の中心となる 15 歳以上 65 歳未満の人口層。

線引き・非線引き（都市計画区域）

市街化区域と市街化調整区域との区域区分を通称「線引き」といい、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要に応じて定めるもの。区域区分が定められている都市計画区域を線引き都市計画区域といい、定められていない都市計画区域を非線引き都市計画区域という。

ゾーニング

都市計画や建築などで、空間（場）を用途に分けて区分し配置すること。

ソフト（面 / 施策）

道路や公園といった都市施設など物理的な整備（ハード）によらない施策などをいう。

た

地域イントラネット

地域の教育、行政、福祉、医療、防災などのサービスの高度化を図るため、学校、図書館、コミュニティセンター、市役所などの公共施設を高速・超高速で接続する通信ネットワークのこと。

地域地区

都市計画法に基づき都市計画区域において定めることができる各種の地域や地区、街区のこと。用途地域、特別用途地区、防火地域又は準防火地域、風致地区、駐車場整備地区、臨港地区などがある。

知域力

九州大学をはじめとする「知」の活用と、歴史や文化、海や山をはじめとする豊かな自然、糸島ブランド、糸島の個性など、地域の魅力を融合させたもの。

地区計画制度

都市計画法に基づき、地区の特性にふさわしい良好な街区を整備、開発、保全するために地区ごとに定めるまちづくりのルール。建築物の用途や形態、生垣など、きめ細かい規制や緩和を行うことができる。

地方分権

国と地方自治体の役割分担の明確化、地方への権限委譲の推進など、国の地方自治体への関与を弱めて、地方自治体が自主的な判断を行いやすくしようとする。

昼夜間人口比

常住人口 100 人あたりの昼間人口の割合。割合が 100 を超えている場合は通勤・通学人口の流入超過、100 を下回っている場合は流出超過を示す。

低炭素型

二酸化炭素の排出が少ないこと。自家用車の利用の低減や、渋滞の緩和などによって、二酸化炭素の排出を減らしていくことを示す。

デマンド交通（オンデマンド交通）

「デマンド」とは要望のことで、乗客から事前に連絡（予約）を受けて、基本となる路線以外の停留所に立ち寄ったり、運行を開始するなど、乗客の要望を運行に反映できる運行形態。

都市基盤

道路、鉄道、上下水道、電気、通信などの都市の骨格を形成する根幹的な都市施設。インフラ。

都市計画区域（区域外）

都市計画法に基づき、各種の都市計画を定める区域であり、自然的、社会的条件などを勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域において都道府県が定める。また、都市計画区域の指定がない地域を都市計画区域外という。

都市計画区域に関する整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

都市計画法に基づき、都道府県が都市計画区域ごとに定めるもので、都市計画の目標や、具体の都市計画決定の方針について定める。

土地区画整理事業

都市計画区域内の土地で、公共施設の整備改善や宅地の利用増進を図るため、土地の区画形質の変更と公共施設の新設又は変更を行う事業。

な

ニーズ

意向。要望。需要。

二地域居住

二つの地域で一定期間・反復的に生活するスタイル。特に、都市と農山漁村を指し、農山漁村の過疎化対策や村おこし、団塊世代のリタイア後の地方移住ブームなどを反映した動きをいう。

農業振興地域

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画の中で、今後とも長期にわたって農業を振興していくことが必要であると定められた地域。

農用地区域

農業振興地域整備計画において定められた、農用地として概ね 10 年先を見越して保全していくべき土地。農業目的以外での土地利用が厳しく制限される区域。

西九州自動車道

福岡市を基点として唐津市、伊万里市、松浦市、佐世保市を経由し、武雄市に至る延長約 150km の高規格幹線道路（自動車専用道路）。

農地の流動化

経営規模を拡大したい農家や農業生産法人に対し、効率的な生産ができるように、貸借、売買による農地の権利移動を促進すること。

乗合タクシー

11人未満の人数を運ぶ営業用自動車を利用した乗合自動車。

は

パークアンドライド駐車場

最寄り駅までマイカーを使い、駐車場に駐車(=パーク)し、電車やバスに乗り換えて(=ライド)、勤務先まで通勤する通勤形態のための駐車場。

ハード(面/施策)

道路や公園といった都市施設など物理的な整備をいう。

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをいう。廃棄物系バイオマスとして、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、下水汚泥などがある。

ハウスシェアリング

同じ家に家族でなく友人などと共同で生活すること。共同で暮らすことで家賃の負担を安く抑えるなどの効果がある。

ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が地図上に図示される。

ハマボウ

アオイ科の落葉低木。暖地の海浜に群生する。ハマツバキ。

バリアフリー

障がい者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方。例えば、道や床の段差をなくしたり、階段の代わりに緩やかな坂道を作ったりすることなど。

ブランド

優良な商品づくり、価格設定、ロゴデザイン、広告戦略、顧客対応、企業の行動など、これらの要素を適切に設定するなどにより、競合するものとの区別性を明確にすること。

保安林

森林法に基づき、水源のかん養、土砂流出の防備、風害、水害、潮害などの防備といった目的を達成するために指定される森林。

ま

未利用エネルギー

河川水や下水などの温度差エネルギーや排熱、雪氷熱などといった、これまで高効率に利用されてこなかったエネルギー。

や

遊休農地

農地法で定義されている。①耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。または、②①以外で農業上の利用の程度がその周辺地域における農地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農地。

ユニバーサルデザイン

言語、利き手、障がいの有無、老若男女などの違いに影響されず、誰もが利用しやすい施設や製品などをデザインすること。

用途地域

都市計画法に規定された地域地区のうち最も基本的なものであり、良好な市街地の形成や住居、商業、工業などの適正な土地利用を誘導することで、機能的な都市活動を確保しようとするもの。12種類の地域があり、それぞれその目的に応じ、建物の用途や規模、形態が規定される。

ら

ライフスタイル

衣食住などの生活様式や社会との関わり方などを含めた、広い意味での暮らし方、住まい方のこと。

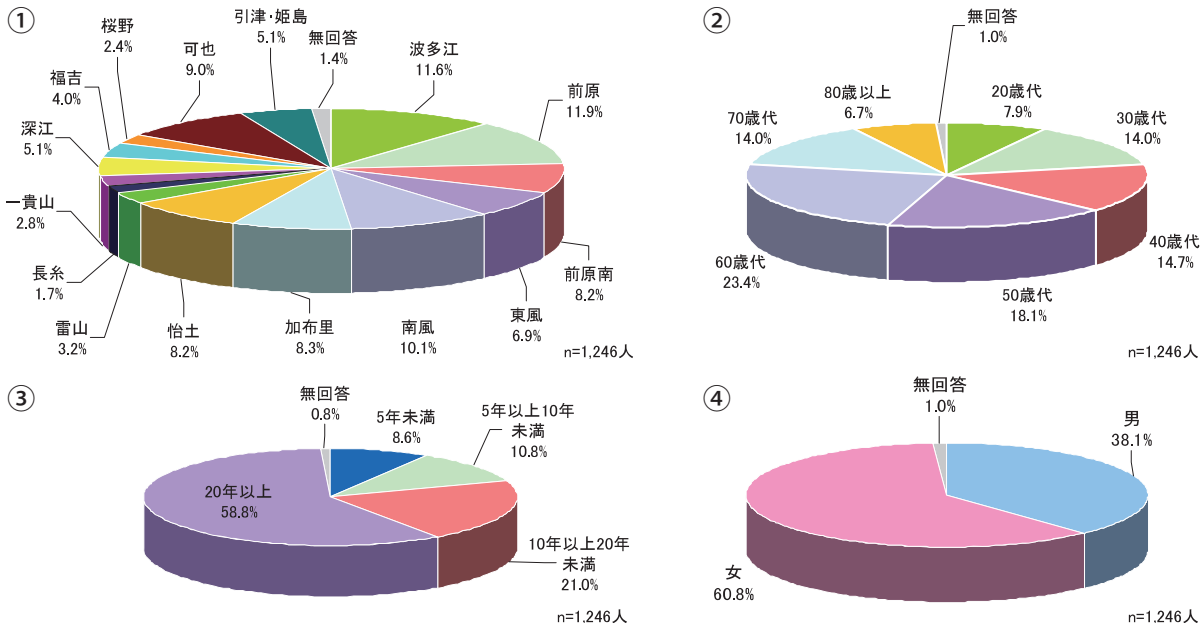
レクリエーション

肉体的・精神的疲労をいやし、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすること。

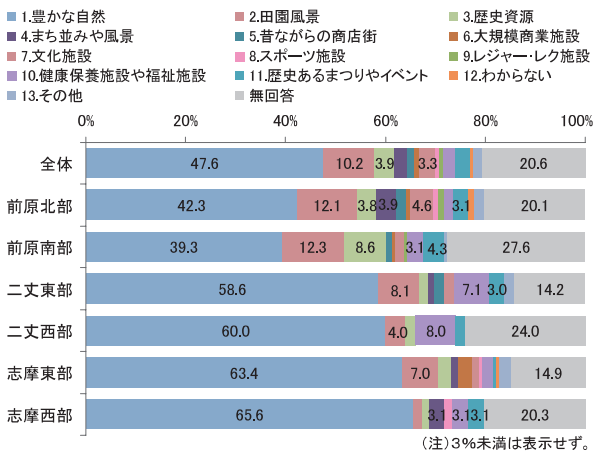
市民意識調査

ここでは、第2章の市民意識調査で掲載されていないアンケート項目の結果をグラフ化しています。
 なお、グラフは四捨五入の関係で合計が100.0%にならないことがあります。

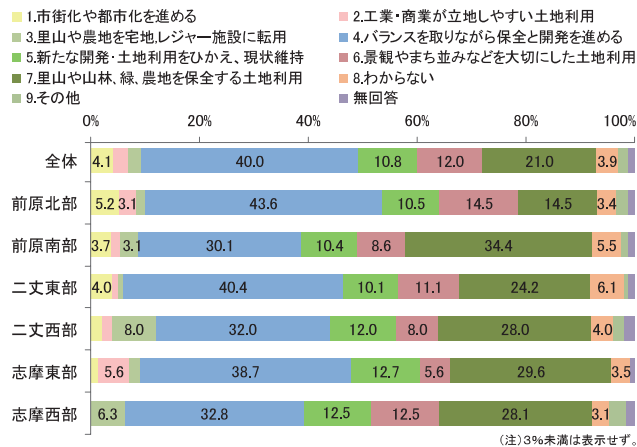
〈回答者の属性〉①居住地、②年齢、③居住期間、④性別



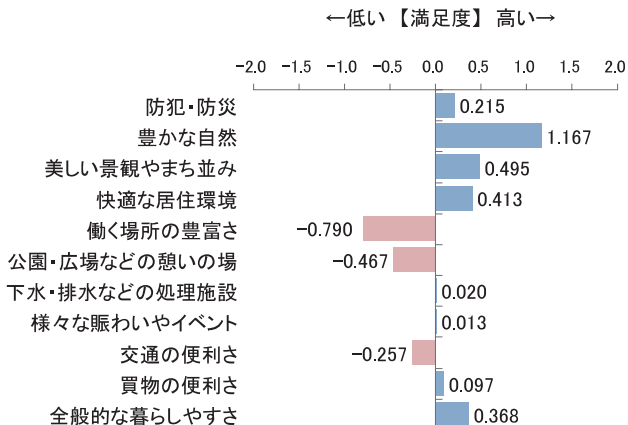
〈地域の資源〉



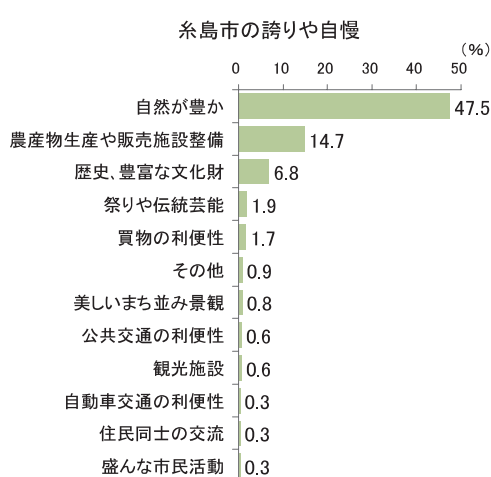
〈これからの土地利用〉



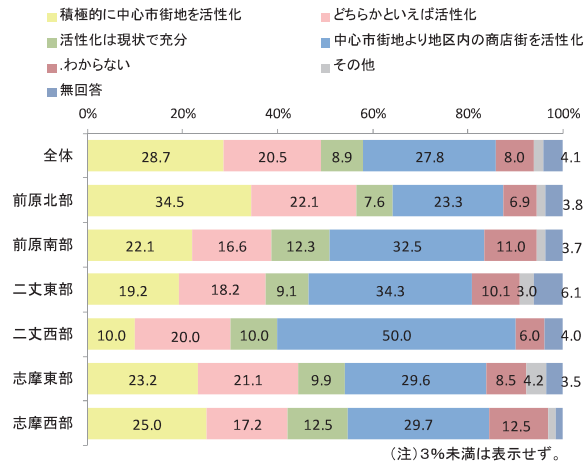
〈暮らしやすさの満足度〉



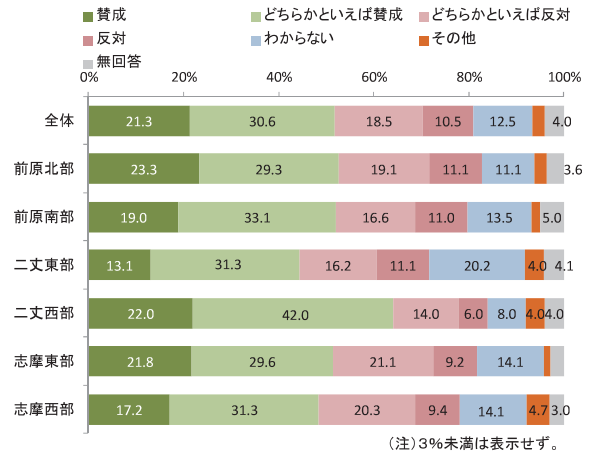
〈糸島市の誇りや自慢〉



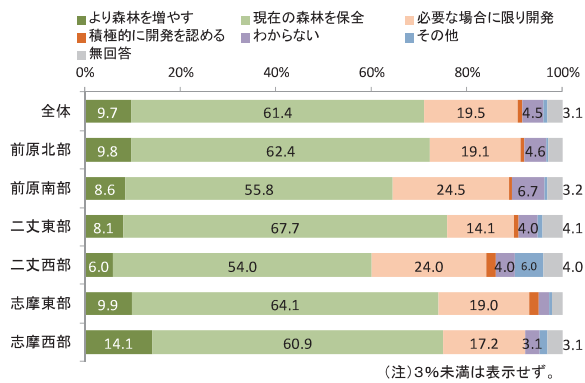
＜中心市街地の活性化＞



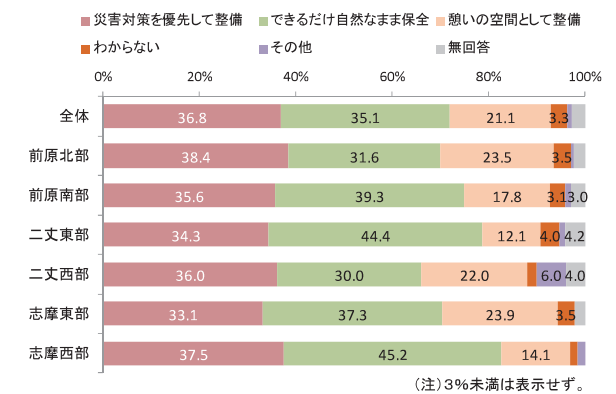
＜郊外の大型商業施設建設について＞



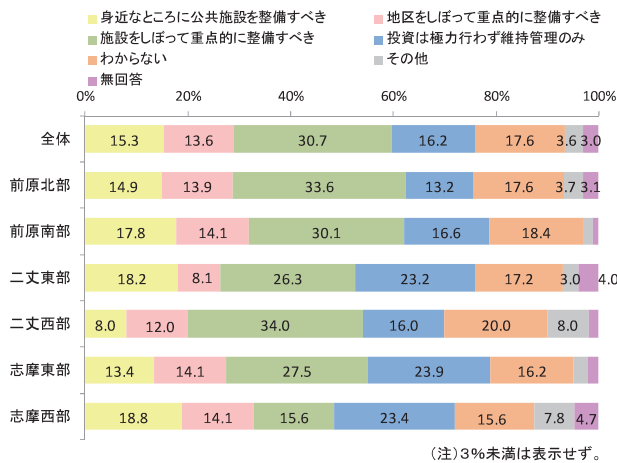
＜森 林＞



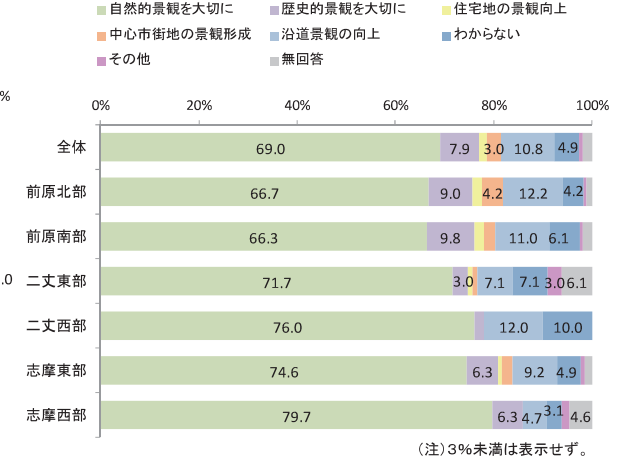
＜海岸・河川・ため池＞



＜公共施設の整備＞

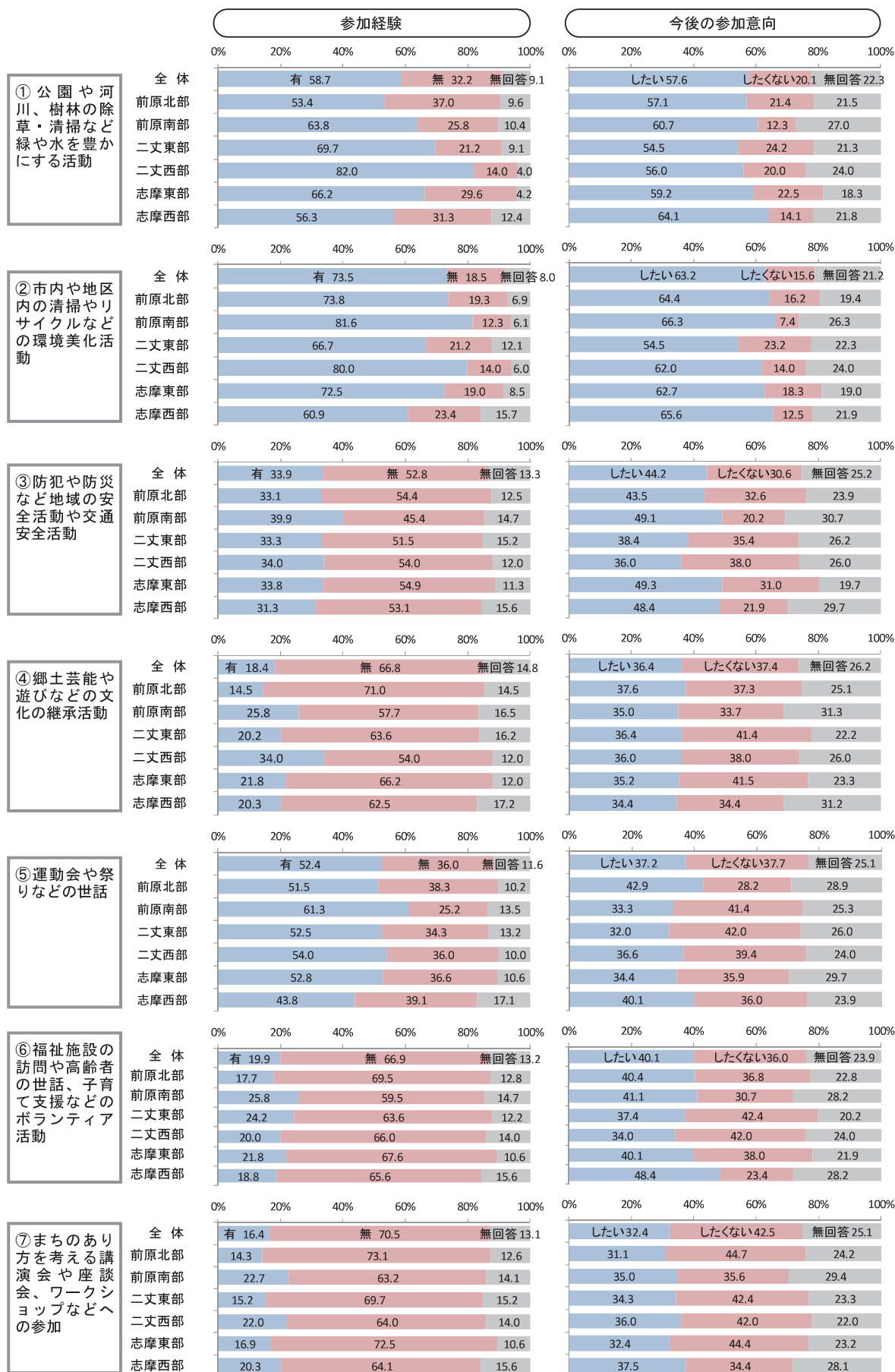


＜景観形成＞



市民意識調査

＜地域活動への参加経験・今後の参加意向＞



地域別懇談会

地域別構想の素案の作成にあたっては、15 校区で計 20 回にわたり地域別懇談会を開催し、地域のみなさんから地域の良さや問題点、地域づくりに関するさまざまな意見を出していただきました。

<参加者の募集方法>

公募と各校区に依頼して参加者を募りました。

開催テーマ	開催方法・討議項目	開催回数
第1回 ○糸島市都市計画マスタープランについて ○地域別懇談会について	(説明会形式) ・都市計画、都市計画マスタープラン全体構想、地域別構想のたたき案 ・地域別懇談会の進め方 ※当日は参加者アンケートを実施、回収。	・前原北部地域①(波多江、東風、前原) ・前原北部地域②(前原南、南風、加布里) ・前原南部地域(長糸、雷山、怡土) ・二丈東部地域(一貴山、深江)・二丈西部地域(福吉) ・志摩東部地域(可也、桜野)・志摩西部地域(引津) 計5回
第2回 ○地域の魅力を高めるためにまちづくりアイデアを考えよう!	(ワークショップ形式) ・どこでどんなことができたらいいか? ・そのための取組アイデアは? ※10名程度のグループに分け、グループ別に意見交換し、発表。	・校区ごとに開催(計15回) 【場所】各市立コミュニティセンターなど

<進行の概要>

【第1回】

①事務局説明

- ・都市計画マスタープランの概要(都市計画、全体構想案、地域別構想案)

②アイスブレイク(旗揚げゲーム)

- ・地域のよい点、改善点、これからの地域づくりで大切なこと

③事務局説明

- ・次回地域別懇談会の進め方

④質疑応答・意見交換

【第2回】

①事務局説明

- ・第1回参加者アンケートの結果報告、作業の進め方

②ワークショップ

- ・グループに分かれて、一人ひとりがアイデア提案～まとめ～発表



◆事務局の説明



◆アイスブレイク(旗揚げゲーム)

地域別懇談会

〈第2回ワークショップのようす〉



① 自己紹介

一人ひとり自己紹介から始めました。



② アイデアの書き込み

地域の魅力を高めるための取組やアイデアを付せん紙に書きこみました。



③ ポイントシール貼り

提案されたアイデアの中で、共感するものを選び、ポイントシールをつけました。



④ 見出し（キャッチフレーズ）

グループでアピールしたいことを一言であらわす見出し（キャッチフレーズ）を書き込みました。



⑤ 各班の発表

各班の代表者が参加者全員の前で発表しあい、意見を共有しました。



各班の発表

〈参加者数〉

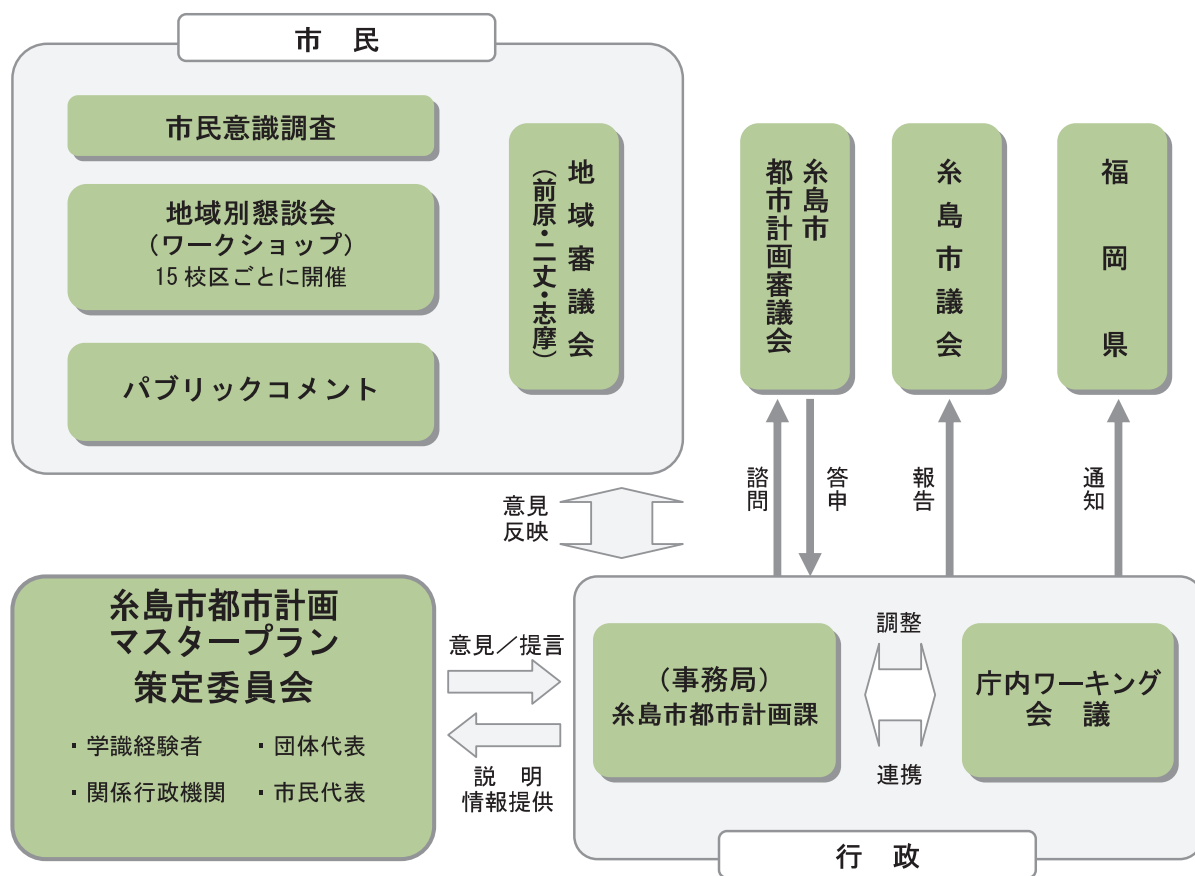
全 20 回あわせて 990 名の市民の方に参加していただきました。

(人)

地域	校 区	開催日	参 加 者				合計
			小学生	中学生	高校生	大学生以上	
前原北部①	前原南	4 月 27 日	0	0	0	34	34
		5 月 8 日	0	0	0	34	34
	南 風	4 月 27 日	3	1	0	33	37
		5 月 10 日	3	2	0	30	35
	加布里	4 月 27 日	0	0	0	26	26
		5 月 11 日	0	0	0	29	29
二丈東部・西部	深 江	5 月 15 日	5	6	1	21	33
		5 月 22 日	5	0	0	16	21
	一貴山	5 月 15 日	2	1	0	25	28
		5 月 23 日	2	1	0	26	29
	福 吉	5 月 15 日	0	1	0	28	29
		5 月 25 日	0	1	0	24	25
志摩東部・西部	可 也	5 月 17 日	0	0	0	32	32
		5 月 29 日	3	0	0	26	29
	桜 野	5 月 17 日	0	0	0	30	30
		5 月 30 日	0	0	0	32	32
	引 津	5 月 17 日	3	1	2	29	35
		5 月 31 日	3	0	1	29	33
前原南部	雷 山	6 月 19 日	2	1	0	35	38
		6 月 26 日	2	2	0	36	40
	長 糸	6 月 19 日	2	0	0	35	37
		6 月 27 日	2	1	0	43	46
	怡 土	6 月 19 日	1	0	0	32	33
		6 月 29 日	2	0	0	32	34
前原北部②	東 風	6 月 22 日	0	0	0	46	46
		6 月 30 日	0	0	0	38	38
	波多江	6 月 22 日	1	0	0	26	27
		7 月 3 日	2	0	0	26	28
	前 原	6 月 22 日	2	0	0	32	34
		7 月 4 日	2	0	0	36	38
合計			47	18	4	921	990

策定体制と策定経緯

〈策定体制〉



〈策定経緯〉

平成 22 年 11 月	市民意識調査（アンケート）実施
12 月 21 日	第 1 回策定委員会
平成 23 年 1 月 27 日	第 1 回庁内ワーキング会議
2 月 27 日	第 2 回策定委員会
4 月 20 日	第 2 回庁内ワーキング会議
6 月 20 日	第 3 回策定委員会
8 月 2 日	第 4 回策定委員会
8 月 26 日	第 5 回策定委員会
9 月 27 日	第 6 回策定委員会
10 月 13 日	第 7 回策定委員会
10 月 26 日	第 3 回庁内ワーキング会議
11 月 8 日	第 8 回策定委員会
12 月 1 日～平成 24 年 1 月 4 日	第 1 章～第 3 章までのパブリックコメントの実施（2 名から意見）
12 月 21 日	第 4 回庁内ワーキング会議
平成 24 年 1 月 26 日	第 9 回策定委員会
2 月 8 日	第 10 回策定委員会
2 月 17 日	第 5 回庁内ワーキング会議
2 月 22 日	第 11 回策定委員会
4 月 9 日	第 12 回策定委員会
4 月 27 日～7 月 4 日	地域別懇談会の開催（のべ 990 名が参加）
7 月 20 日	前原地域審議会意見聴取
7 月 23 日	二丈地域審議会意見聴取
7 月 24 日	志摩地域審議会意見聴取
8 月 24 日	第 6 回庁内ワーキング会議
10 月 25 日	第 13 回策定委員会
11 月 15 日～12 月 14 日	第 1 次糸島市都市計画マスタープラン全体案のパブリックコメントの実施（意見なし）
平成 25 年 1 月 17 日	第 14 回策定委員会
2 月 8 日	第 6 回糸島市都市計画審議会
令和 3 年 1 月 28 日	第 23 回糸島市都市計画審議会（改訂について）

策定委員会 委員名簿

委員区分	氏名	所属・役職名	委員会役職	備考
学識経験を有する者	坂井 猛	九州大学新キャンパス計画推進室副室長教授	委員長	
	樋口 明彦	九州大学工学研究院環境社会部門都市システム学准教授	副委員長	
公共的団体等の役員又は職員	松尾 照和	糸島農業協同組合代表理事組合長		第3回策定委員会まで
	中村 俊介	糸島農業協同組合代表理事組合長		第4回策定委員会より
	稗田 輝男	糸島漁業協同組合代表理事組合長		第3回策定委員会まで
	山本 峰次	糸島漁業協同組合代表理事組合長		第4回策定委員会より
	島崎 光	一市二町商工会代表		
	松永 啓志郎	糸島市観光協会会長		
関係行政機関又は県の職員	小川 博之	福岡県建設都市部都市計画課長		第2回策定委員会まで
	栗田 泰正	福岡県建設都市部都市計画課長		第3回策定委員会より
	井上 和雄	福岡県土整備事務所前原支所長		第11回策定委員会まで
	魚住 忠可	福岡県土整備事務所前原支所長		第12回策定委員会より
市長が特に必要と認める者	吉住 公洋	糸島市農業委員会副会長		
	柚木 利道	糸島市行政区長会会長		
	浦山 牧夫	糸島市行政区長会副会長		
	三坂 昭	糸島市行政区長会副会長		
	井上 智	前原地域審議会会長		
	兵庫 金作	二丈地域審議会会長		
	小河 俊和	志摩地域審議会会長		
	古川 マサエ	福岡県男女共同参画推進連絡会議前会長		
	小島 幸江	まえばる女性ネットワーク会長		
	谷口 洋子	二丈男女共同参画ネットワーク「二丈ひとの輪ネット」会長		
	坂本 朱美	志摩男女共同参画ネットワーク会長		

※所属・役職名は委員委嘱当時のもの



瑠璃光寺



大口海岸

第1次糸島市都市計画マスタープラン

●発行 / 福岡県糸島市 都市計画課

〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

TEL.092-323-1111 (代表)

<http://www.city.itoshima.lg.jp>

●発行日 / 平成25年3月

●改訂日 / 令和3年3月
